

平成十年建設省令第八号

公営住宅等整備基準

第五条第一項及び第二項の規定に基づき、公営住宅等整備基準（昭和五十年建設省令第十号）の全部を次のように改正する。

第一次  
第一章 総則（第一条—第四条）

第二章 敷地の基準（第五条、第六条）

第三章 公営住宅等の基準（第七条—第十二条）

第一節 共同施設の基準（第十三条—第十六条）  
第二節 総則（第十七条—第十九条）

附則

第一章 総則（趣旨）

第一条 この省令は、公営住宅及び共同施設（以下「公営住宅等」という。）の整備に関する基準を事業主体が条例で定めるに当たつて参酌すべき基準を定めるものとする。

第二条 公営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）  
第三条 公営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるよう整備しなければならない。（費用の縮減への配慮）

第四条 公営住宅等の建設に当たつては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

第五条 公営住宅等の敷地（以下「敷地」といいう。）の位置は、災害のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。（位置の選定）  
第六条 敷地が地盤の軟弱な土地、がけ崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する（敷地の安全等）

土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられないなければならない。  
敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又是処理するために必要な施設が設けられていないければならない。

第三章 公営住宅等の基準（住棟等の基準）

第一節 公営住宅の基準（住棟等の基準）

（住棟等の基準）  
第七条 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、灾害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならぬ。

（住宅の基準）  
第八条 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていないければならない。  
2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るために、他の部位が講じられていないければならない。  
3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るために、他の部位が講じられていないければならない。

（住宅の構造耐力上主要な部分）  
第四条 行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。（以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るために、他の部位が講じられていなければならぬ。以下同じ。）及びこれと一体的に整備される部分には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

（住戸の基準）  
第五条 住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。（集合住宅）  
第六条 戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。（児童遊園）  
第七条 駐車場の位置及び規模は、敷地内の戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。（駐車場）  
第八条 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。（通路）  
第九条 敷地内に通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。（通路）  
第十条 敷地内に通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。（通路）  
第十一条 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るために、他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じらなければならぬ。

戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあつては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

公営住宅の各住戸には、居室における化粧物質の発散による衛生上の支障の防止を図るために、他の措置が講じられないなければならない。

（施行期日）  
第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 平成九年度分以前の予算に係る補助金額で翌年度に繰り越したもの（以下「前年度分」という。）の交付を受けた公営住宅等については、なお従前の例による。

（施行期日）  
第一条 平成二年一月二〇日建設省令第四号抄

（施行期日）  
第一条 平成二年一月六日国土交通省令第六号

附 則  
（施行期日）抄

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）  
第二条 平成九年度分の予算に係る補助金の額で翌年度に繰り越したもの（以下「前年度分」という。）の交付を受けた公営住宅等については、なお従前の例による。

（施行期日）  
第一条 平成二年一月六日建設省令第四号抄

（施行期日）  
第一条 平成二年一月六日国土交通省令第六号

---

備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定  
の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行  
する。

---